

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

特253
101

人口問題研究所
研究資料第四〇號

受胎調節及び墮胎に関する
各國の態度並に施設の概要

厚生省人口問題研究所

始



受胎調節及び墮胎に關する各國の態度並に施設の概要

一 イギリス

イギリスは受胎調節に對して從來一貫して自由な態度を保つて來た國であつて、受胎調節或は受胎調節の知識の公表普及に對して何等の禁圧的法規は存在しない。根拠取締法はあるが、それは受胎調節をその取締対象としていない。政府は受胎調節の普及を政策として採り上げたこともなく、また積極的に人口増殖政策を採り上げたこともない。半公共的及び私的の相談所に於ては受胎調節の文獻や器具の陳列も販賣も自由に行われており、なかには営利のために有效でないものや、非法法の墮胎用品を賣るものもあるという。

いかに受胎調節乃至墮胎の普及に對應してイギリス人口の再生産力は漸次低下し、遂には餘り遠くない將來に於て人口は停止乃至減少の過程に入るであらうということが予測されるに及んで、人口の前途に對する識者の憂慮は深められた。すでに第一次大戰前にも出生率に關する調査委員会が設けられたが、今次大戰後に設置された人口問題委員会は一九四五年に報告書を發表し、將來の人口趨勢に對し人種衰滅の危機を孕むものとして警告を發すると共に、この人口趨勢が受胎調節或は墮胎に基づくものであるとの見解を表明した。こうした情勢から見て、受胎調節乃至墮胎に對し恐らく何等かの対策が採られるのではないかと想像される。

欧米諸國に於ては、一九二一―二三年は廿世紀に於ける受胎調節運動の最も盛んであつた時期と云はれてゐるが、受胎調節の相談機關の普及も亦達し主として第一次大戰後に始まり、以後第二次大戰までの間に非常な擴充を見せた。ただし第一次大戰の諸國の經濟的疲弊、特に一九二九年

に始まる深刻な不景氣は当然に受胎調節普及の動因として強力に作用したのと思われる。イギリスでは一九二一年にストープス女史によつてロンドンにイギリス最初の受胎調節相談所が開設されたが、また同じ年にマルサス主義聯盟も厚生指導所 (Welfare Centre) を開いて共に労働者の受胎調節の相談に応ずることになった。更に一九二一年にはストープス女史の努力によつて「建設的受胎調節及び人種向上協会」(Society for Constructive Birth Control and Racial Progress) が設立されたが、この協会は調査研究、啓蒙運動はかりでなく、受胎調節に関する健全な、衛生的な、完全な智識を興えることをその目的としている。また既に関係諸団体を結成して出来た受胎調節協会 (National Birth Control Association) は一九三〇年に計画的家族協会 (Family Planning Association) と改称し、相談機関の中心機関となった。一九三九年に於て、この協会の相談所が六五あったといふ。これらの相談所の外に受胎調節器具の製作者その他が経営する私営の相談所もあり、一九三九年當時に、その数は大に達した。この外先に述べたストープスの「建設的受胎調節及び人種向上協会」の相談所が五つあるという状態で相談所は可成り普及しているといふよう。

ニ、アメリカ

この国では受胎調節に關する禁圧的法規は古くから存在し、既に一八六九年にはニューヨーク州に於て優養取締法が施行されていた。同法に於ては受胎調節の智識、手段が優養行為として取締の対象とされていた。下つて一八七三年に所謂コムストック法が議會を通過成立している。聯邦刑法第二一條の規定がそれであつた。

總ての優養な印刷物、文書及び受胎を防ぎ又は墮胎を促すための物品、優養若くは不道徳な用途に供されるすべての物品並に禁止された智識を得る方法又は場所を直接、間接に示す一切の文書、印刷物、廣告等の運送を禁じ、違反者に対しては五千ドル以下の罰金又は五年以下の懲役若くは兩者を併課してゐる。

下つて一九二〇年の改正法第二四五條では上記の適用範囲を擴張し、上記物件の輸入を禁止し、運送のみならず總ての輸送者を包含せしめ、禁止物件の内容を擴張して同様の罰則を設けている。また受胎を防ぐことを目的とする物品の製造、展示、販賣、譲渡、廣告その他の情報を与すことを禁止し、違反者に二千ドル以下の罰金又は五年以下の懲役若くは兩者の併課を規定している。これらの規定は形式的に解すれば極めて強力であつて、法律は何等の例外を認めず、医師も研究機関も、純科学的文献も例外とはされてゐない。各州の法律は区々であるが、聯邦刑法に準じてゐるものが多い。

以上の如くアメリカに於ける受胎調節禁圧法規は形式的には極めて嚴重であるが、第一次大戰後法規の實際上の適用は漸次寛大となり、受胎調節に關する印刷物や用品は極めて自由に普及しており、現在では受胎調節の用品は藥屋に限らず、ガソリン・スタンド、煙草屋、理髮店、料理店、ソーダ・ファウンテン、その他の店で販賣されている。州によつては自働販賣機さえ用いられてゐるといふ。なおこれらの商品の廣告宣傳は受胎調節という文字を避け、「婦人衛生」や「結核衛生」等の文字を用いて益々盛んになつてゐるといふ。以上の如くアメリカの受胎調節禁圧の法規は既にその実効を失つてゐるのであるが、形式的にせよ、かくも嚴格な法規が何故存続しているのか、理由は多々あらうが、一つには、その教は少いが、政治的に強力な勢力を

もつてゐる旧教徒の主張が、こゝに反映してゐるものとされてゐる。
アメリカに於ける受胎調節運動が大発展を示し、従つてまた大規模な相談機関の普及を見る
ようになつたのはイギリスと同様第一に大戦後のことである。アメリカで受胎調節の相談所が最
初に出来たのは一九一六年でサンガー女史がニューヨークに開設したものである。しかしこれは
間もなく警察によつて閉鎖された。下つて一九二一年にはサンガーによつてアメリカ受胎調節研
盟 (American Birth Control League) が結成されたが、本聯盟は一九二三年にニエ
ーヨークに相談所を設けた。これがアメリカに於ける相談所発達の母体となつた。一九二三年以
後は正に受胎調節相談所普及時代ともいふべき時期で、一九三九年頃には二二五の相談所が出来
ていたといはれてゐる。その後相談所は増充されたものと思はれるが、最近の情報によればア
メリカの相談所は六〇〇に及んでゐるといふことである。

三 フランス

フランスは最も早くから人口減退の傾向を示した國であるが、ドイツと國境を接し、西欧の中
央に在りて特殊の地理的條件は常に出生率保持の政治的要求を必然ならしめた。十九世紀末から
二十世紀初期にかけて出生増加を目的とする大規模な組織的な運動が行はれた。もとよりイギリ
スの新マルサス主義運動はフランスにも大きな影響を與えたが、フランスの置かれた國際的地位
のために、その運動は華々しい発展を示し得なかつた。新マルサス主義陣営の政治的勢力も強
大とはなり得なかつた。
こゝに於ける情勢を反映して、一九二〇年には、受胎調節乃至墮胎の禁止法が制定された。一九二

〇年の墮胎及び受胎調節の宣傳禁止に関する法律は、墮胎については六ヶ月以上三年以下の懲役
または百乃至三百フランの罰金を課してゐる。なお墮胎は一八二〇年のフランス刑法によつて禁
いられてゐたが、一九世紀末に於ては極めて一般に行はれ、墮胎を業とするものが殆んど公然と
安い料金を施荷してゐた。また受胎調節の宣傳については一乃至六ヶ月の懲りまたは百乃至五百フ
ランの罰金を課してゐるを課することになつた。
以上の如く墮胎の営業、墮胎用品の販賣に對し禁圧が強化され、受胎調節運動も初めて禁圧さ
れたが、ただ注目すべきことは受胎調節用品の販賣は禁止されてゐないといふことである。
フランスの如く一度に墮胎の風習が普及し國民の慣行となつてゐるような場合には、一九二〇年
の墮胎禁止の強化や受胎調節運動の禁止が所期の目的を達し難いことは当然であつた。こゝに於
ける一方に於てはドイツの一人人口増強政策が報せられ、戦争の危機は次第に切迫しつゝあつた。
そこでフランス政府は一九三九年に家族法典を公布し、翌年から施行し、人口増加のための中
る手段をとつた。墮胎禁止も当然強化され、審判的に墮胎手術を施す者に對しては五年以上十
年以下の懲役及び五千フラン以上二萬フラン以下の罰金を課し、随時的にこれを施す者には一
年以上五年以下の懲役及び五百フラン以上一萬フラン以下の罰金を課してゐる。また墮胎手術と
交けた有は六ヶ月以上二年以下の懲役及び百フラン以上二千フラン以下の罰金に処し、しかも施
術者も同様情状酌量と減刑は認められない。墮胎手術を施した医師、産婆、藥劑士、藥劑屋、
看護婦、マツサージ師は刑法上の刑の外に少くとも五年の営業停止処分を受け、悪性のものに充
状を科せられる。營業の停止及び禁止処分を受け乍ら之に従はない者は六ヶ月以上二年以下の懲役
及び千フラン以上一萬フラン以下の罰金を併課されるか又はその執事か一方を以て処断される。

その上一度墮胎罪で処罰されたものは以後産科病院、産院又は妊婦を取扱う病院に勤務すること
が出来ない。之に違反するものは営業の停止、処分違反者と同じ処罰を受ける。人工流産を施
さざらぬと母体の生命が危険であるというような場合でも、診察した医師は他の二名の医師の患
児を聞いた上でなければ手術を施すことは出来ない。しかも共同診察をする医師の内一名は民
事裁判所の専門医名簿に登録されたものでなければならぬ。業務上の秘密の尊重というものは
患用されることが多いので墮胎に関する限りは禁止され、吉発してもよいことになった。墮胎
を誘致助長しないよう墮胎薬とか子宮消息子等の販賣、陳列、分配を禁止し、これらの薬品、器
具は市町村長又は警察の証明をもらわないものに賣ってはならない。之に違反したものは三ヶ月以
上二年以下の懲役及び五百フラン以上五千フラン以下の罰金に処せられ、同時に薬品、器具は没
收され、営業の停止処分を受ける。なお受胎調節に向しては根拠取締により、宣傳印刷物の普及
が一層抑圧されることになった。

四 ドイツ及びオーストリア

ドイツに於ては十九世紀末に新マルサス主義運動が輸入され組織も出来たが、ドイツでは一般
に出産増加思想が支配的で、この運動は余り急速な発展を示さなかつた。しかるに第一次大戦後
経済生活が窮乏を極めるに及んで新マルサス主義運動は急速に進展し、受胎調節知識の普及には
着しいものがあつた。こうした情勢はまた当然肉類増進の発展を促し、受胎調節器具の製造業
者が作つた商業的目的をもつ受胎調節の団体や、労働者を対象とする団体も出た。また相談所も現
われるに至つた。一九三二年までには主な受胎調節の団体は一五を数えるに至つたといふ。

然るに一九三三年ナチスが政権を獲得するや、直ちに強力な人口増強政策と採るに及び受胎調
節及び墮胎に対し禁圧政策がとられるに至つた。ドイツの受胎調節乃至墮胎の禁圧政策に於ける
特徴は、フランス、イタリーの如く法律上嚴罰主義をとることをせず、事実の上で強烈な禁圧を
加へたといふことである。刑法の墮胎禁止にしても、民族優生学的見地から、特定の場合には却つ
て従来認められていなかった妊娠中絶を認めらるるようになつた。

ドイツの受胎調節乃至墮胎の禁圧政策として、先づとられたものは受胎調節相談所の閉鎖と受
胎調節団体の解散及びそれらの機関の発行する機関誌の停止であつた。受胎調節に関する廣告も
禁止された。違法に性病予防の方法または物件を展示し、推賞し、知識を興えたものには一年未
満の禁錮、罰金の一方又は双方を課することになり、コンドームの廣告さへ制限されうることにな
つた。一九三三年には禁止は更に強化され、一九四一年には受胎調節器具を輸入、廣告、販賣
し、またはかゝる器具を婦人に対して用いたものに対し一五〇マルク以下の罰金又は六週間以内
の拘禁に処することになった。次に墮胎については一九三三年に一九二六年の旧刑法を改正し、
新たに二箇條を追加し、墮胎の目的を以て器具又は方法を展示、陳列、廣告したものに二年以下
の禁錮又は罰金を課することになった。

受胎調節乃至墮胎の禁圧政策は多くの國に於て出生率低下の傾向を逆轉せしむるに至らなかつ
たが、いさしドイツのみは少くとも一時的には相當の効果を挙げ得た。ナチスの禁圧政策の効果
は立法手段より事実上、禁圧によるところが大であると考えられている。
オーストリアに於ては第一次大戦後政府は受胎調節を承認する傾向にあり、公立の産院等て受
胎調節の相談に応ずることを許可した。

一九二六年には上下両院共に受胎調節の知識を興えりことを原則的に承認した。しかし一九三七
年のドイツとの合邦以後はドイツの政策が実施されるに至ったことは云うまでもない。

五、イタリー

イタリーに新マルサス主義が入つて来たのは非常に後れたし、また経済の発達が後れて来たた
めに、その運動は殆んど發展を示さなかつたのであるが、ファシズムの制覇と共に、教の力によ
つて過剰人口問題を解決せんとの意図から、強力な人口増加政策をとりあげると及んで受胎調節
竝に墮胎に対し世界で最も峻厳といはれる禁圧政策をとるに至つた。即ち一九二六年勅令を公布
し、受胎を防止し、または妊娠を中絶せしむる一切の手段、印刷物、繪畫等の展示、販賣、販賣
のための所持、頒布、製造及び輸入を禁止した。この勅令は一九三〇年の新刑法に吸収され、受胎
調節及び墮胎に対し極めて重い刑罰が設けられ、翌年から実施された。その後受胎調節乃至墮胎
に對する禁圧は教次にわたつて強化され、また適用の範囲も擴張された。かゝる峻厳なる禁圧に
も拘らず、出生率低下の趨勢に對しては殆んど何等の影響をも興え得なかつた。

六、ベルギー

ベルギーの出生率は十九世紀以来減退の傾向が認められ、殊に一九三四、三五年にはフランス
以下に下るといふ情勢であつて、一般に出生減退が憂慮されて来た。既に一九二三年には一九二
〇年のフランスの禁圧法に類似した墮胎及び受胎調節禁圧法が施行されてゐる。墮胎はフランス
と同様普及して来たが、これは既に一八一〇年の刑法で禁止されて来たが、一九二三年の法律は

墮胎と共に受胎調節をも禁止してゐる。即ち特に受胎調節を目的とする物品の展示、頒布、廣告、
受胎調節の知識を興え、または之を推廣し、またはその方法を教ふる文書を官利的に表示、販賣、
頒布したり、またはかゝる文書の製作、輸入、頒布、廣告をなすものに對し八月以上六ヶ月以下の
懲役及び二大フラン乃至五〇フランの罰金を課した。但し特に受胎調節の目的のみを有する手
段以外のもの、販賣、頒布は禁止されてゐない。従つてコンドームは性病予防の目的を有する文
から禁止物件とされてゐない。

七、スウェーデン

スウェーデンの出生率は今世紀に入つて漸次甚だしい減退を示してゐるか、新マルサス主義運
動が意外に後進してゐるところから、墮胎が著しく普及してゐると推測される。一九三八年に人口
政策が確立され、純再生産率を一・〇〇に保つことを目標に種々の施策が行われたが、人口政策
の根本的立場は徹底的な民主主義で、受胎調節については、両親の希望しない出生を國家が個人
に強制することは飽くまで避け、個人が受胎調節を行うことは何等禁止しない。ただし受胎調節
用品の個人の販賣は統制され、個人の販賣者は政府の許可を要することになつてゐる。墮胎につ
いては一九三八年の改正刑法は医療上の必要、優生学的理由及び倫理的理由の場合に限つて墮胎
を認め、社会的理由による墮胎は認められてゐない。受胎調節の施設については、一九三三年に
ストツホルムに相談所が出来たが、その後一九三七平までにその地市営の相談所が出来たが一
般に利用者は非常に少なかつたといはれてゐる。

ハノルウェー

この國の人口は既に減退傾向にあるが、新マルサス主義運動は非常に後れてゐる。一九二〇年の刑法は受胎調節用品の廣告又は展示に適用されることになつてゐる。墮胎についてはスウェーデンと似た政策が採られてゐる。一九二四年にオスロ市に相談所が開設されたが翌二五年には労働党の経営に移された。

九、デンマーク

受胎調節運動は従来禁止されてきたが、一九三七刑法が改正され、教知された。しかし受胎調節用品の違法の廣告または展示については罰金を課し、墮胎については衛生学的、医療的及び倫理的理由によるものは認められてゐる。社会的理由は表向きは認められていないが医療的理由を擴張して事実上の解決を行はうといふ。施設については、一九三七年未現在で相談所がたつた。一個所あるに過ぎなかつた。しかし地方廳が相談所を設立することを規定した法律が成立し、一九三八年施行の見込であつたが一九三八年に延期され、次いで設置は取止めとなつた。

十、オランダ

新マルサス主義はイギリスに興つたがこの運動が最も早く組織的に発達したのはオランダである。古くより受胎調節の知識は自由に普及されてきたが、一八八八年以後は初令によつて普及が封じられた。一八八五年に女医ヤコブによつて世界最初の相談所が開設され、産前産後には最初から無料

で開放され、社会事業的性格が極めて明瞭であつた。新マルサス主義の進展と共に相談所は大都會から漸次総ての都市に普及した。相談所は相当長く発展し、今日では五〇以上にも上つており、第二次大戦前には病院が受胎調節の運動や事業に参加するようになったといふ。

十一、メキシコ

一九二五年政府は受胎調節運動を承認し、この運動に積極的な支持を與へるに至つたといはれる。

十二、ソヴェート聯邦

この國に於ては受胎調節運動は存在しない。革命以降墮胎が認められていたが、一九三六年から積極的な人口増加政策がとられ墮胎は禁止された。

終

